

佐賀城下法令史料集

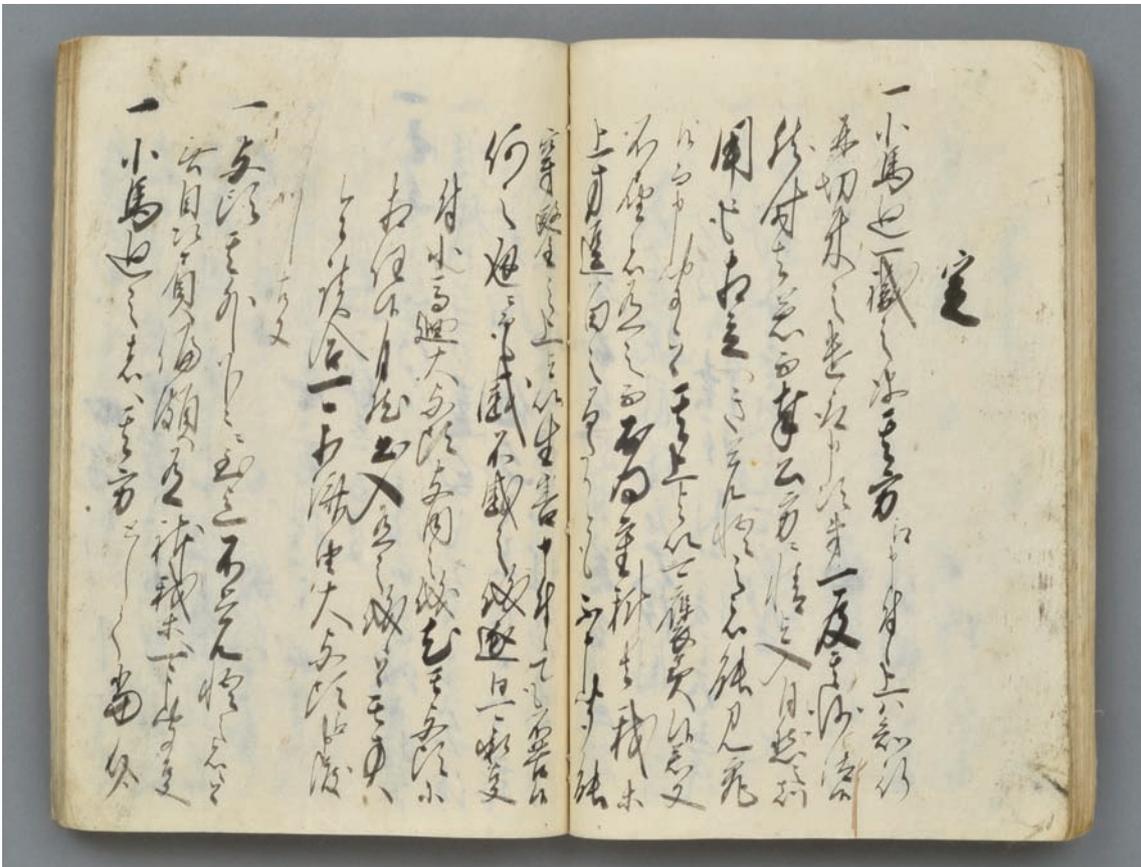
平成二十四年度文化庁文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（ミュージアム活性化事業）  
平成二十五年度文化庁地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業

# 佐賀城下法令史料集

公益財団法人鍋島報効会



鍋 322-7 鳥ノ子御帳写 (表紙)



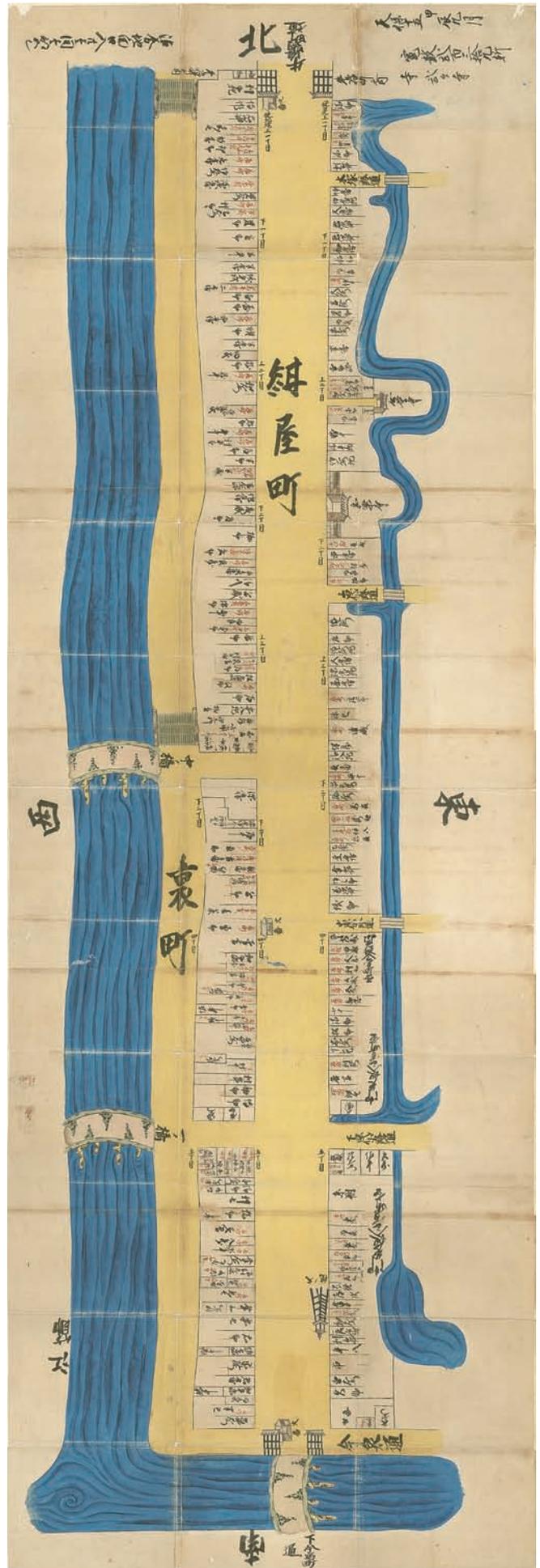
鍋 322-7 鳥ノ子御帳写 (卷一)

## 紺屋町絵図

天保15年(1844) 公益財団法人鍋島報效会所蔵

佐賀城下は、東の佐賀江と西の本庄江という江湖（潮の干満の影響を受ける河川）を通じて有明海とつながっている。佐賀江は下今宿町から城下に入り、本図南端付近で紺屋川となって南北の流れに替わる。この物資運搬のための重要河川である紺屋川に沿って南北に長く発達した町が本図に描かれた紺屋町である。

本図には、町を南北に貫く道路メインストリートを中心に、東西の隣接地区に通じる枝道や橋梁、水路、239 竈（世帯）の屋敷割や世帯主名のほか、木戸・火番・火の見櫓が絵画的表現で各所に表されている。「御印帳御手頭（上坤）」（本書史料記事No. 24）に、「出火之時、火元并隣家之儀不及申、其町中則時火元へ駈付、大火ニ不相成様心之及情を出、取消候様」とあるように、初期消火への備えをはじめ防火・防犯については、しばしば注意を喚起する法令が出されていた。



## はじめに

当会（徴古館）は、平成二十一年度に収蔵資料の城下絵図や、城下の土地台帳にあたる屋敷帳を市民団体や行政と連携しながら活用して、地元の歴史を見つめ直し、市民が誇りをもつことを目的に「佐賀城下絵図を読み解き、まちづくりを活かそう！」の事業を始めました。

城下絵図は城下全体の姿を俯瞰できるとともに、武家地約一〇〇〇件にわたる屋敷割りと藩士名・役所名・寺社名・道路・水路等が詳細に記された資料です。また屋敷帳は元文五年（一七四〇）と明和八年（一七七二）の二種が残されており、一八世紀半ばから幕末までの武家地における土地所有権移譲の詳細を知ることができる資料です。

本事業では平成二十一年度以降、文化庁の支援を受けながら、これらの資料の公開、デジタルデータ作成、複製頒布・翻刻刊行を進めて参りました。

その一環として、平成二十四・五年度の二カ年にわたり編集した『佐賀城下法令史料集』がこのたび上梓の運びとなりました。佐賀藩政の基本法令と言える「鳥ノ子御帳」を第一章とし、第二章には「佐賀城下諸法令」として、当会所蔵の鍋島家文庫資料の中から佐賀城下に関する法令関係記事を抜粋・集成しました。城下絵図や屋敷帳では分からなかった、城下における当時の人々の暮らしぶりや生活空間の実際を垣間見ることができると言えます。本書をご活用いただき、佐賀城下の歴史・文化の解明の一助となれば幸いです。

平成二十六年三月

公益財団法人 鍋島報効会

## 凡 例

- 一 本書は、鍋島家文庫資料（公益財団法人鍋島報效会所蔵・佐賀県立図書館寄託）のうち、佐賀城下に関する法令記事を含む史料を翻刻したものである。
- 一 本書の前半には、佐賀藩の基本法令である「鳥ノ子帳」を全文掲載した。底本には鍋三三二一七「鳥ノ子御帳写」（秀嶋三左衛門書写）を用いた。
- 一 本書の後半には、主に鍋島家文庫の請求記号三二〇番台「法制」に分類されている史料のうち、佐賀城下および城内に関する記事を抜粋し、No.1～No.55としておおよそ年代順に配列した。
- 一 記事は、城下関連の部分抜粋して掲載しており、省略部分は特に明示していない。但し、No.15「町方定」など史料全文を掲載したものについては、史料名の下に「全文」と示した。
- 一 同内容の記事が複数の史料に見られる場合、最も年代の遡る史料の当該記事のみを掲載した。但し、記事の末尾に「※同文有り」として同内容の記事が見られる史料の請求記号、史料名、年代等を示した。
- 一 史料翻刻にあたって、漢字の字体はおおむね常用漢字を使用した。また、左記の異体・略体文字は原本の字体を残した。  
并（並） 躰（体） 𠂔（等） 𠂔（控） 炮（砲）
- 一 傍注は、誤字と認められる場合は（ ）、誤字の疑いがある場合は（ カ）、誤字の疑いがあるが原本のまま翻刻した場合は（ママ）と表した。なお一部の（ ）には、語句の意味を補うため現代の通用語を示した。
- 一 助詞の「ニ、へ、江、而」は一ポイント落としの小活字体「ニ・へ・江・而」とし、その他は平仮名に改めた。
- 一 変体仮名は、助詞のそ（者）、よ（尔）のみを残し、他は平仮名に改めた。また、ㄱ（より）などの合字やゝなどの繰り返し記号は原本どおりとした。
- 一 資料調査・選定ならびに翻刻は永松亨氏が行った。校正は永松亨氏、藤口悦子（徴古館副館長）・富田紘次（同館学芸員）が行い、編集は藤口・富田が行った。
- 一 口絵写真の撮影は、久我秀樹氏（久我写真事務所）・富田が行った。

（謝 辞）

鍋島家文庫の寄託先である佐賀県立図書館には、資料調査・翻刻から発刊までの二カ年にわたり、多大なご協力を頂いた。記して謝意を表します。

# 目次

口 絵	1
はじめに	1
凡 例	2
目 次	3
解題にかえて	13
第一章 鳥ノ子御帳 (全文) 鍋32217	
鳥ノ子御帳 卷一	1
江戸御普請中掟	
江戸御屋敷掟	
六ヶ所御屋敷過代条々	
振舞之事 附過代	
御門出入其外ニ付過代	
三人組過代	
天満御屋敷掟	
同所過代条々	
振舞之事 附過代	
御門出入火番背候者江過代	
三人組過代	
供立者江之掟	
供立者法度過代条々	
振舞之事	
三人組過代	
鳥ノ子御帳 卷二	24
寺社方	
横目	
蔵入方	
郡代	
代官	
町奉行	
山方	
領中制札扣	
従公儀制札之扣	
科人制罰之心持	
小馬廻定	
小馬廻役目	
与内定	
与中役目	
出陣之刻召連候儀有之時之与中役目	

毎年領中百姓申分其外相改候手頭  
一年ニ一度充自身可相究品々之覺書扣

鳥ノ子御帳 卷三 …………… 41

武器

船

算用方

借銀方

馬

領中舸子并廻船

蔵入方付而之手頭

諸郷夫小荷駄并手男

公儀御普請之刻之手頭

鳥ノ子御帳 卷四 …………… 52

領中人改様申渡条々

人改ニ付而之掟

鳥ノ子御帳 卷五 …………… 56

壁書

公儀御法度

法度

定置条々

可相改条々

軍役

蔵入役

軍陣役者之事

万御法度

覺

鳥ノ子御帳 卷六 …………… 67

家老役

使者飛脚之時之仕組

上使衆領中往来之時之仕組

所々茶屋之用意

各領中往来之時之仕組

長崎御番ニ付而之手頭

長崎江惣人数罷越候跡ニ、上使并各往来之時之仕組

曆々之御上使之時之仕組

## 第二章 佐賀城下諸法令

1 御書物写 鍋324|20 …………… 89

直茂公・勝茂公・光茂公御代御書物写

諸法度并定置條々

城内本丸の出入札

三方門番

火事・大風の際、本丸等への出動

給人居屋敷の売渡禁止

城堀に網引・水汲み・船乗入禁止  
長門・石見・主殿助への御条目

女中方年始歳暮品の制約

本丸・三之丸での絹布着用の制約

城内出入の女子の衣装・みやげ等

城堀への船乗入禁止

藩主留守中における城内本丸門の出入札

三方門番

火事・大風の際、本丸・三之丸への出動

2 年始歳暮其外御旧例聞書(全文) 鍋327-3 …………… 90

勝茂代、本庄・与賀・八幡三社参詣

年始御社参・御寺参、三日高傳寺御参詣

袋村・末次村叩の獅子舞・鶴舞

新庄美麗の小謡

鬼豆打ち

神崎寺家中の年始御札

本庄・鍋嶋村百姓御目渡

御鎧祝

寶光院護摩修行の札差上

門松は十四日まで建置

二月十日本庄御館屋敷にて彦山権現祭

盆御祭

毎月十一日宗龍寺における伊勢御祈禱法華読誦

歳暮年始御吉例刻附、泰長院より差上

歳暮鯛庖丁の吉例のいわれ

3 御書物写 鍋324-20 …………… 94

衣食御制度其外御ケ条書

鉄炮打の稽古場所

各門番改

4 勝茂様遊出之類写 鍋326-96 …………… 94

掟

無縁者への宿賃の取締

前髪有りの者の取締

女への暇出筈渡

寺社修理

鍋嶋名字の名乗

喧嘩口論の取締

口事沙汰其外の出入

搦め者の噉問場所

5 勝茂公御代仰出(全文) 鍋332-1 …………… 96

軍備・財政・流通・土木・民政・城内警備、そのほか藩内行政全般

6 勝茂様遊出之類写 鍋326-96 …………… 106

覚

国元役者銀米

7	為覚調子抜書	鍋328 14	107
	長屋御門へ被相渡置候掟之写		
	門番役の役目の定め		
	御門内外壁への落書禁止		
	長屋門・裏門内へ乗物・鎧持参の禁止		
	各門の出入の定め		
	定		
	長屋門・裏門への持鎧の入置禁止		
	右両門通り抜けは理由聞届の上、許可		
	近習者・本丸番の持鎧許可		
	定		
	近習者の持鎧は二の丸御門内に召置		
	本丸番の者の持鎧は太鼓門内に召置		
	持鎧近習役の名書		
8	壁書写覚	鍋320 20	109
	覚		
	鷹遣の身分		
	諸獵法度場所の指定		
9	公私御規式類	鍋320 27	110
	御家中馬究之定		
	城下駄賃馬頭数の定め		
	馬一疋につき町屋三間口公役・地料米免除		
10	御書物写	鍋324 20	111
	光茂公、長門・十左衛門・豊前へ遊出写(貞享元年六月)		
	他領の者、三方門内入門は請役家老提札による		
	他領の者、裏門の出入禁止		
	他領の使者・飛脚は口番より使者屋へ報告		
	城下における旅籠屋は柳町・伊勢屋町・本庄町に定置		
	同	(貞享元年十月)	
	藩主留守中、城内本丸出入の札		
	本丸等番及び三方門番改		
	火事の際、請持の者の緊急出動		
	町・小路の消火・警固受持者の義務		
	光茂公、長門・十左衛門・豊前ニ遊出諸法度御條目		
	城下町・津町通宿での酒売許可		
	勝茂公、山城守・若狭守・美作守・豊前守へ被差出候諸御掟御ケ条書		
	城廻、堀・土手・矢蔵等の新築停止		
	天守・矢蔵等の破損修理の心懸		
11	馬究	鍋326 6	112
	家中馬究之定		
	城下駄賃馬頭定数		
	馬一疋につき町屋三間口公役・地料米免除		
	定数外の馬、駄賃取の事		
12	年行司御掟写	鍋324 6	113

	年行司掟		
	領中遠所の者への他領近国往来板札の定め		
13	宗門并人改手頭	鍋326-116	113
	城下免許屋敷の屋敷番の届出		
14	(乗輪院様) 御壁書其外	鍋320-15	113
	定		
	城廻小路出火の出動		
	閉門中の者、自火・類焼とも妻子立退		
15	町方定(全文)	鍋324-12	114
	町人生活の基本		
	宗門改		
	公儀御法度・御荷物・宿繼		
	旅人・使者・飛脚・商売人の事		
	口事沙汰・喧嘩・狼藉者の取締		
	礼儀作法		
	火の用心		
	町屋続き新屋敷の造成禁止		
16	年行司掟写	鍋324-13	116
	掟		
	旅人城下一宿の定め		
	長期滞在の旅人身元確認		
	旅人城内出入年行司より提札		
17	光茂様里山方并道屋敷方写(全文)	鍋326-115	117
	里山方		
	城廻の堀・土手・道・橋等土木施設の管理		
	屋敷方		
	諸小路屋敷の管理		
18	諸御掟	鍋320-28	120
	毎年算用之条々		
	蔵入三十六社への祭祀料給付		
19	諸扣帳写(享保元年十月〜同八年三月)	鍋326-118	120
	巡見上使止宿周辺の掃除・作法等		
	疱瘡看病人の出仕時期		
	石井樋関留中、屋敷小路裏川の堀浚		
	小路屋敷裏堀の菰伐取		
	城堀へ小児死体		
	城内火気扱い許可の詰役所指定		
	城内供小屋での横寝・高声等禁止		
	小路屋敷へ盗人		
	小路屋敷裏堀の菰伐取		
	両殿様参勤上下の際の見物制限		
	御足賃銀札所有の有無調査		
	殿様留守中、小路内の道路工事実施		



堀浚未実施につき、再度実施指示  
毎夜夜廻り六度実施

27 明和御改正記録 鍋320―40 …………… 135

諸商売定書并郷村酒宿被差免候場所  
城下の酒宿許可場所

28 触状写（明和六年九月～同七年八月） 鍋326―43 …………… 135

片田江小路に生子死体遺棄  
石井樋閑留の日程通知  
病犬確保・殺処分  
火の用心昼夜廻り

29 触状写（明和七年九月～同八年八月） 鍋326―44 …………… 136

疱瘡患者・同家族の出仕規制

30 明和御改正記録 鍋320―40 …………… 136

従当役郷普請見計役江相渡候書付扣

普請見積

郷方付而之書附

城下出火の際の出動手当

町方

町人生活全般の定め

諸町夫仕貫物写

過分の貫物禁止等

貫物一通

町奉行附役等役料銀

馬究

城下・本庄町札馬

31 衣食住御触達之類集 鍋326―77 …………… 140

城下重立小路への手明鑑以下の居住禁止  
同所への御直意外の侍の居住・買取禁止

32 諸触状写（天明四年～同五年） 鍋326―73 …………… 141

城下諸小路屋敷裏土手・縁場堀浚  
松原小路へ生子死体遺棄  
城下諸町給人筈、町方役所へ提出  
城下大囲内及び近郊での火葬停止、野焼場所指定  
御前様城下町小路を通行  
諸小路屋敷前の掃除  
夜廻りは二人組

33 触状写（天明五年九月～同六年八月） 鍋329―1 …………… 142

城下市中居住者の筈提出

夜廻り中不審者発見の際の対処方法

諸小路火の用心番の組合せ

面隠し頭巾・頬かぶり禁止

城下諸小路屋敷裏土手・縁場堀浚

北御門の揚砂の運び出し自由

34	触状写（天明六年九月～同七年八月） 今宿町西口へ番所設置 城下諸商売荷運送の区間別駄賃 運送駄賃、米価高騰等により割増 馬沓駄重量・米沓駄量目の規定 遊民・諸商売人の農業従事 新商売開始の願出 塵芥の捨場所設定 城下廻りに菓子見世禁止 夜廻りの際に門をたたき安否の確認 土井筋等植立の松杉等の保護	鍋329―2 ……………	143
35	諸扣帳写（天明七年） 北堀端揚砂の運び出し自由 多布施川の揚砂は指定の小路道路造作補修に利用 夜廻りは二人組	鍋326―119 ……………	147
36	諸触状写（天明八年） 大小小路の掃除・悪路の補修 諸小路屋敷は身分相応の事 諸小路屋敷の名義貸等禁止	鍋326―73 ……………	148
37	衣食住御触達之類集 市中居酒屋・温飴・料理茶屋禁止 分限相応、衣服の定遵守、冠婚葬祭質素の事	鍋326―77 ……………	149
38	触状写（文化四年九月～同五年八月） 片田江馬賣馬場へ捨子 殿様御通行道筋の掃除 賭勝負の禁止	鍋326―135 ……………	149
39	触状写（文化五年九月～同六年八月） 御慎中、小路内鳴物等停止 旅人は脇道通行禁止、胡乱者へは厳しく対処 諸小路屋敷裏土手・縁場堀浚 御逼塞免ぜらるにつき、町屋藪明・触売等解除 殿様御通行道筋の掃除 白帆註進に伴う早鐘打試 小路内での炮術稽古禁止 日峯社御祭参詣 白帆註進の際の早鐘再度打試	鍋326―136 ……………	150
40	触状写（文化六年九月～同七年八月） 長崎奉行通行道筋の掃除実施 白帆註進の際の早鐘打運用開始 諸小路屋敷裏土手・縁場堀浚	鍋326―137 ……………	153
41	触状写（文化七年九月～同八年八月） 殿様御通行道筋の掃除 城下其外、相撲催禁止 殿様御通行道筋の掃除	鍋326―138 ……………	154

	千落中堀浚、十間堀は佐嘉郡中加勢夫で実施	
	万部御祈祷の次第	
	諸掟の遵守	
	万部御祈祷中、参詣人の通路指定	
42	触状写（文化十年九月～同十一年八月）	鍋326-139
	殿様御通行道筋の掃除	
	疱疹流行、徳善社其外の祈祷札一小路に一枚ずつ配付	
43	触状写（文化十三年九月～同十四年八月）	鍋326-134
	諸小路屋敷裏土手・縁場堀浚	
44	達帳（文政十三年）	鍋326-54
	城内夜廻・会所銀蔵番夜廻用の蠟燭使用削減	
	役所内での酒食禁止	
	本庄町札馬立飼料、頭数減少分の料米削減	
45	御手頭扣	鍋326-93
	手頭	
	年寄役への申付、城内出入・役所詰の定め	
	手頭	
	側目附への申付、城内内方側諸役の定め	
	手頭	
	勝手方雑務目付への申付、納戸・台所諸役の定め	
	手頭	
	市中申合書（全文）	鍋989-67
50	市中町民生活全般の申し合わせ	
46	直正公御年譜地取 三	鍋113-24
	錦口心遣への申付、錦口懸板・副書ケ条の定め	
47	達帳（天保十年）	鍋326-58
	裏門締切時刻の変更	
	御城出勤時刻の繰上	
48	請役所之諸達扣	鍋326-61
	旅人の城内通行、御門出入提札の手續変更	
	富山薬売は従来通り許可	
	御用の旅人、太鼓御門・裏御門の通行不許可	
	御用聞町人召出の際の日限書載提札差出	
	城内へ入る際は宿主の点合を要す	
	御親類・御家老中の屋敷へ召出も同様	
	肥前大夫等も宿主点合の事	
	城下客屋・問屋へ旅人参着は宿帳に記録	
49	御手頭地取	鍋326-62
	本丸番等・城門番、各門出入の定め	
	大手口番担当の指定	
	城下火事の際の城門固仕組	
167	市中町民生活全般の申し合わせ	
162	直正公御年譜地取 三	
164	達帳（天保十年）	
165	請役所之諸達扣	
166	御手頭地取	
160	御手頭扣	

51 直正公譜 六 鍋113|38 …………… 172

寛永・正保城下絵図により大曲輪修補

52 直正公譜 七 鍋113|38 …………… 173

白帆註進の早鐘打中止

55 衣食住御触達之類集 鍋326|77 …………… 180

知行高別の供の人数

53 御高札写 鍋324|34 …………… 173

高札の揭示内容

定 きりしたん宗門は

條々 忠孝

條々 毒薬并にせ薬

條々 伴天連并切支丹

定 徒党・強訴・逃散

定 異国へ武具売渡

定 走者抱置間敷

定 酒造制限その他

條々 唐物抜荷

異国渡海

偽金銀拵え

條々 抜荷買取等

條々 諸船遭難救助

條々 抜荷買

異国船渡来の節

54 触状写(文久二年) 鍋326|69 …………… 179

## 解題にかえて

今年で築城四百三年を迎えた佐賀城は、初代藩主鍋島勝茂の時代の慶長七年（一六〇二）から惣普請が行われ、同十四年（一六〇九）に普請がある程度成就したとされている。「慶長御積絵図」（公益財団法人鍋島報效会所蔵）には、武家地の小路割りとともに、町人地の区域を定めた様子が表されている。また上佐嘉下郷長瀬村などから職人らを城下の町人地へ移転させるなど、築城と並行して城下の整備も行われた。承応三年（一六五四）「承応佐賀城廻之絵図」（口絵図版）の奥書で、勝茂が城下の堀川筋等の現状維持を命じているが、城下の姿は大幅に変更されることなく近代を迎えた。

本書は佐賀城下に関して藩政時代に出された諸法令の一部を、『佐賀城下法令史料集』としてまとめたものである。

藩政時代に制定された法令について、佐賀藩の祖法とも言われる「鳥ノ子御帳」（鍋三三二一七／以下、「鳥ノ子帳」という）は、明暦元年（一六五五）には基本的な形が集大成されたとされている（『鳥栖市史資料編第三集 佐賀藩法令・佐賀藩地報文書』鳥栖市役所、昭和四十六年）。

また、鳥ノ子帳成立以前に出された「條々」・「掟」・「覚」等の各種法令のほか、その後も時宜に応じて制定された法令も数多く存在する。本書では、第一章には鳥ノ子帳を、第二章にその他の諸法令をおおよそ年代順に配列して収録した。

「鳥ノ子帳」の写本は三種が確認されており、「秀嶋三左衛門知之」の奥書がある「秀嶋本」と称される六冊本のほか、三冊本（鍋三三二一一一）および五冊本（鍋三三二一一〇）がある。ここでは、まとめりがあるとされる「秀嶋本」を底本とし異本校合は省略したが、秀嶋本で落丁か筆写洩れと思われる部分については、他の二種を参考に補完した。

鳥ノ子帳に収録されている各種法令の適用対象は、武家はもちろん、町人等に至るまですべての領民であるが、全六冊それぞれの主な内容は、以下の通りである。

卷一……江戸普請中掟、江戸外六ヶ所屋敷掟、供立・小馬廻などがある。現在の職務規則に通じる内容でもある。

卷二……寺社方、蔵入方、郡代、代官、町奉行、山方などが収められており、主に行政組織の規則となっている。

卷三……武器、船、馬、算用方、舸子・廻船、蔵入手頭、諸郷夫・小荷駄等。軍備・財務・運輸などの仕組について定めている。

卷四……人改のみである。戸籍謄本・住民登録にあたるほか、他藩との縁組など人の交流を制限し、他藩への勝手な商売なども制限している。

卷五……壁書、公儀御法度、藩内法度、軍役、蔵入役等。主として第一分冊と同趣旨の法令が主となっている。

卷六……家老・使者飛脚等仕組、長崎御番、御上使仕組等。藩組織の規程と長崎警備仕組などのほか、上使の接待規程である。

第二章には、主に鍋島家文庫目録の請求記号三二〇番台に「法制」として分類されている資料の中から、城下に関する条文のみを一部抜粋し掲載した。ただし「勝茂公御代仰出」など、まとまりのある法令は、その全文を収録した。また、『佐賀県近世史料 第一編第十一卷』（佐賀県立図書館、平成十五年）にも収録された「直正公譜」（鍋一一三―一三八）からも一部を収録している。

時代の変遷に従い、社会の変化や生活様式の変容とともに、人々の求めるものも多種多様になり、物流も盛んになってくる。そこに生じる新たな摩擦や軋轢などの問題を解消するには、既存法令の改正、又は新たなルールが必要となってくる。こうした例の一つとして次のようなものがある。

城下において諸商売の荷其外の運送料金についてこれまで自由な価格であったが、人や時期の違いによって運賃の高下が生じるという混乱・争論が発生した。このことにより天明六年（一七八六）十月、城下の区間ごとに料金を定め、混乱の解消を図っている（記事No.35「触状写」）。

また、既存法令の再指示が頻繁に出されているものとして、防火・衛

生（道掃除や川浚え等）など、住民の安全な生活上、欠くことのできないものがその対象となっている。例として次のようなものがある。

江戸時代、町屋などの火事の際の消火方法は、主として破壊により延焼を防止することであったと言われているが、消火活動の困難さ、また経済的損失も莫大なものであったと思われる。これらのことから防火には特に意を注いだものであろうか、享保十九年（記事No.21「宗茂公御代御直書偕又御手頭等之写」）、明和七年（記事No.27「触状写」）、天明五年（記事No.33「諸触状写」）など、繰り返し防火意識の徹底が図られている。享保三年（一七一八）には、記事No.19「諸扣帳写」にあるように、城内においても火気を取扱える詰役所を限定し防火の徹底をめざしている。そのほか、屋敷地に関する御触も次のように再三出されている。

記事No.17「里山方・道屋敷方写」および記事No.20「御印帳写」のうち、「屋敷方」の定めに、「惣而小路屋敷掃除等見苦鋪無之様可申聞事」「小路・町共ニ銘々屋敷限ニ道橋堀川之掃除仕候様可申付事」「流筋水道之儀、無滞様兼而稠敷可申付候」「屋敷境之儀、…（中略）…水流不差問様、双方より心遣候様可仕事」と丹念に定められている。さらに先年出版した、明和八年（一七七二）成立の「屋敷御帳扣」（鍋八三二―三／財団法人鍋島報效会、平成二十三年発行）でも、屋敷地に隣接する堀川の「相合欠浚」を、隣接の屋敷主と共同実施、あるいは単独での実施を綿密に指示していた。その後、天明年間・文化年間の触状写を見ると、毎年のように川浚えの指示が出され徹底が図られているほか、堀に

菰が生え出したものは伐採するように（記事No.19「諸扣帳写」と、城下の生活環境の維持・整備のうえで、上水道の役目を持つ水路の維持管理には特に日常的なメンテナンスに力を注ぐよう徹底が図られており、城下にとつての水の重要性を知ることができる。

一方では、城下の小路・町人地を含め、城下内での土地利用や城下全体の形状の変更を抑制するかのような法令も見受けられる。「屋敷方」に、「於城廻作出之儀弥法度ニ申付候、給人小路并町屋・在郷統ニ堀を埋、新ニ屋敷を立出、又ハ田畠を屋敷ニ成候儀、堅可為停止」と屋敷地の増加を抑制する条文がある。また十代藩主鍋島直正の時代にあたる安政二年（一八五五）、「御備立方伺書」として、城下各地の家屋敷建築制限区域内に、無断で建てられていた多数の家屋に対し、「初発御創業之御趣意不相叶哉ニ相考」とその整理について伺っており、その結果、初代藩主鍋島勝茂時代の正保御城下絵図に基づいて整理が行われることとなった。

このように、新たな法令が出現する一方で、祖法を堅く守り続ける側面があったことも窺い知ることができる。以下、特色ある法令を紹介する。

#### 5 勝茂公御代仰出

鳥ノ子帳が集大成されたとされる明暦元年に出されたもので、軍備に重点を置いた法令が多いが、民政に関わる条文もある。

#### 15 町方定

17 光茂様里山方并道屋敷方写

20 御印帳写

No.20もNo.17と同じく「里山方并道屋敷方」が出されており、二度にわたって出されていることがわかる。このうち「屋敷方」は、城下の小路屋敷についての規則で、特筆されるのは、川の清浄化、城下での屋敷地の開発禁止であり、その結果、十七世紀前半の御城下絵図に表された城下の範囲は、幕末まで大きな改変が行われることはなかった。

22 衣食住御触達之類集

城下の重立った小路として、中之小路・八幡小路・松原小路等には、手明鐘以下の居住禁止を徹底することを指示している。このことは元文五年（一七七二）と安永三年（一七七四）に同趣旨の触達を出している。また、城下の小路屋敷を御直以外の侍が買取ることも禁止している。

24 御印帳御手頭（上坤）

元禄三年（一六九〇）および宝暦十一年（一七六一）の二回に渡って出された。町奉行に対し、「町方之儀、其方共へ申付候上は、諸事相任儀候条」と冒頭に記されており、町民・郷民の生活に直接関わりのある内容となっている。

33 触状写

天明五年（一七八五）十二月、城下において面隠頭巾・頬被りな

34 どの不審者が見懸けられ、以後禁止の触達が出された。  
触状写

ろん、町民がどのような生活を営んだか、これら法令集からいくらかでも解き明かす上で一助となれば幸いである。

天明六年（一七八六）に、城下における諸商売荷其外の運送料金を区間ごとに定め、荷主・運送業者間における運賃トラブルを防止している。これなどは、鳥ノ子帳には見られない新しい法令のひとつであろう。

39 触状写

文化五年（一八〇八）に長崎でおきたフェートン号事件の後、異国船来着の速報体制確立のため、城下および近郷に対して早鐘による通報を図ることとして、同六年五月と六月の二回にわたって試験実施を指示。その結果をうけ、同九月本実施の触達を出している。この件は、国際情勢の変化が長崎を通じて、佐賀城下にも影響したことによる新たな施策と言えるであろう。

46 直正公御年譜地取 三

No.39の改正版である。長崎警備状況の変化に伴い、白帆註進の仕組の改正を要したものである。

50 市中申合書

本法令はめずらしく、町民間において申し合わせとして制定されたものであり、生活態度からしきたりまで細かく定められている。

以上、いくつか特色ある法令を紹介した。城下において、藩士はもち

第一章

鳥ノ子御帳

鳥ノ子御帳 (全文)

鍋32217

(朱巻) 壹番

鳥ノ子御帳写 共六一

目録

- 一 七本帳
- 一 江戸御普請中掟
- 一 江戸御屋敷掟
- 一 六ヶ所御屋敷過代條々
- 一 振舞之事 附過代
- 一 御門出入其外ニ付過代
- 一 三人組過代
- 一 天満御屋敷掟
- 一 同所過代條々
- 一 振舞之事 附過代
- 一 御門出入火番背候者江過代
- 一 三人組過代
- 一 供立者江之掟
- 一 供立者法度過代條々
- 一 振舞之事
- 一 三人組過代
- 一 御普請中掟
- 一 喧嘩口論堅可停止、若仕掛者雖有之、当時ハ令堪忍、横目之者迄於申届も、根本非分たり共理ニ可相附候、此旨違背之輩有之ハ双方可

- 一 生害候、自然他方之衆とからかひ仕出候ハ、縦其場遁候共、是非ニ不相構死罪ニ可申付候、前を以其心得可為肝要事
- 一 付、自他共ニ喧嘩口論有之刻、好知音たり共方人仕儀全可停止、若相背候者有之ハ、本人も可処重科事
- 一 他処江喧嘩・火事出来候刻、頭奉行・手廻頭人申付候外、一人も罷出候義堅可停止事
- 一 御普請者縦奉行として打擲仕候共其場も令堪忍、理有之ハ横目之者迄可申届、於然も双方相究可及其沙汰事
- 一 附、奉行之者自然人まかひいたし、別与之者打擲候も、則見違之通可申分、然上ハ被打候者も可堪忍候、此旨相背者候ハ、一途可申付事
- 一 他方之者之儀も不及沙汰、領中之者ニ而も或盗人或走者、其外不依何事咎有もの於他所見合候共、私ニとらへ間敷事
- 一 但、領中之者於召捕も、頭奉行・手廻頭人江相尋、其上ニ而捕可申事
- 一 他家之衆江私ニ寄合申承義可停止、但頭奉行・与頭・下奉行・内輪奉行も不苦事
- 一 町人へ振舞ニ参候義可為可無用事
- 一 湯并風呂ニ参候儀、入あひ之儀も不及申、留湯風呂ニ而も可停止事
- 一 他家之者相抱候義、一切可為制止事
- 一 女遊堅可停止、但仕女小屋内ニ抱候義も不苦候、於然も後日無障者能相究候上、頭奉行・手廻頭人切手を以可召置事
- 一 振売之者并高野聖・熊野比丘尼・占師其外徘徊人、一切小屋内ニ不可入事
- 一 振舞も二汁三菜を上ニして其内も心次第ニすへし、酒ハ三篇五篇之

## 第二章

# 佐賀城下諸法令

1 御書物写

鍋324-20

直茂公・勝茂公・光茂公御代御書物写

諸法度并定置條々

- 一 本丸門不依男女札ニ而出入可然事
- 一 三方之門番稠敷可被申付事
- 一 火事并大風之時本丸・三ノ丸参候者、如定置候無懈怠様ニ兼而可被申付事
- 一 給人居屋敷を売候儀、停止之事
- 一 給人家を売候儀、親類中江申届、墨付を取候て可売事
- 一 城廻大堀土手方あみを引、水を不可汲事
- 一 同堀ニ船を入候儀、堅停止之事

元和七年十月十二日 信濃守

多久長門守殿

諫早右近殿

武雄主殿助殿

須古下総守殿

※同文有り

鍋324-20「御書物写」定置条々、寛永五年霜月朔日  
右同 慶安三年二月朔日

從 御同人様長門・石見・主殿助江之御条目写  
(勝茂)

法度

一 女中方

一 年始歳暮其外之節、供ニ為礼自身ありき候儀、親子兄弟之外可停

止、但三丸へハ如嘉例可然候、年頭之礼物ハ百疋ヲ上ニノ、其下相当ノニ可取遣、歳暮ニハ廿帖を上ニノ十帖、五明錫・酒肴・菓子之類たるへき事

- 一 三之丸・本丸ニをひて、絹布着候者ニハ切手まで差免候事
- 一 三之丸・本丸内方并出入之女子衣装之品、又ミヤけもの其外、如定置候諸祝儀物相違有之哉、為横目女子二人宛申付召置候、若用捨ニ而見隠候ハ、為過代百疋宛可差出事
- 一 右為横目陸之者半年替ニ申付候、若過怠条数之内相背者於有之、定置候過料横目之者請取ニ而修理・兵部へ可相渡候、自然横目之者緩之儀於顯然と一途可申付候、惣様法度之内相背者并出入可有之儀をも念を入、承届有様ニ可申出之由相定候、見聞之上於致用捨可為曲事事

※同文有り

鍋326-77「衣食住御触達之類中」寛永五年霜月朔日

一 城廻大堀ニ網を引、水を汲間敷事

付、同堀ニ無届舟を入へからさる事

一 我等江戸・上方へ罷居候留主中之儀、本丸門不依男女札ニ而出入可鍋嶋平右衛門存

申付事

一 三方之門番稠敷可申付事石井修理・大木兵部存

一 他所へ火事出来并大風之時、本丸・三之丸へ参候者、無懈怠様兼而可定置事

右之條々無相違様ニ堅可被申付者也

寛永五年

霜月朔日

信濃守

御判

## 15 町方定 (全文)

鍋 324 | 12

鍋嶋十左衛門とのへ  
諫早豊前とのへ  
多久伊豆とのへ  
鍋嶋阿波とのへ

元禄三年 午

### 町方定

鍋島九左衛門江被相渡候御扣

#### 覚

一 町方之儀、其方共江申付候上、諸事相任儀候条、無理非分之儀無之、  
万以廉直之旨可相捌候ハ勿論、町人共家職を本として不及困窮、能  
在付候様ニ心遣肝要之事

一 宗門改之儀、就中可入念候、万一疑敷者於有之ハ早速申出候様、別  
当・咄兼而無油断致心遣候様、連々ニ稠敷可申聞候、若隱置已後於  
顯然也、別当・咄之儀ハ不及申、五人組・隣三軒迄曲事可申付事  
一 公儀御法度之儀ハ不及沙汰、兼而定置候掟之條々毎年申触、猥無之  
様稠敷可申付事

附、博奕又も徒者、又も不聞之理屈を言、町中之妨ニ相成類之者  
不隱置、早速其方共迄申聞候様、兼々別当・咄江稠敷可申聞候、  
若於隱置ハ別当・咄其科可申付事

一 公儀御荷物并阿蘭陀人往還ともニ、人馬繼所之儀ハ不及申、於通筋・  
町中行儀能、無疎様よして堅固可差通候事

一 公儀宿繼無遲滞様可入念候、尤右宿次・往来共ニ其文箱銘書之通、  
誰より誰江宛り候段書写、其扣於本丸進物役之者迄、時々早速ニ可  
相納事

附、佐嘉より申付候宿繼も、蔵入頭人手形にて可差出旨相定候、  
方々より參候宿繼も、蔵入頭人江宛候手形まで、宿繼仕候様ニと  
申付候間、右之外ニ人馬差出間敷候、都合宿繼跡付之儀、何某よ  
り何某江遣候通書付、一年宛帳ニ仕立、毎年二月限ニ大和迄可差  
出事

一 旅人往還無遲滞様、人馬・船等早速可差出事

一 長崎奉行衆之家来并飛脚往還之節、猶以疎成儀無之、諸事不手支  
様心遣可仕候、此方江之用事之刻も不及申、何方江參ニ而も城下  
往還之節致渡海候ハ、乗船之儀馳走可差出候条、早速間ニ合  
候様ニ、応人柄船見合、至時成程手廻シ能可仕候、左候而船主江  
之定之船賃会所より差出事候条、乗衆より船賃取間敷候、若乗手  
より船賃申請候ハ、船頭・舸子可為曲事候、右之謂兼而本庄町  
別当・咄、得其意候様ニ可申付置候、尤出船前ニ筋々江申届、間  
ニ合候得も無申事候、急ニ乗船いたし候ハ、出船已後右家来假  
名等委細ニ承届、其方共又も津方役江早々可申届由、其上ニて  
請役所へ可相達旨可申付置事

附、長崎町年寄高木作右衛門・高島四郎兵衛・高木彦右衛門・  
高木清右衛門、此四人往来之刻も、奉行衆家来同前ニ馳走可申  
付候条、乗船之儀同前之事

一 旅人一夜之宿之儀も別当・咄聞届、無紛者ニ候ハ、飛脚并商人ニ不  
限、兼而如定置、柳町・伊勢屋町・本庄町旅籠屋ニ一宿可為仕候、  
不依遠國・隣国歴々之者大勢よて相越候て、定置候旅籠屋ニ止宿不

速從町奉行共請役所江可申届旨申付候、尤都合宿扣之儀を如跡方  
年行司江可差出事

※同文有り  
鍋324147「年行司御掟其外」享保十三年  
鍋320111「御印帳御手頭上坤」掟、宝曆十一年  
町名呉服町・長瀬町・本庄町と有

一 他方より之商人為売買罷越候者永々滞在、縦罷帰由ニ而も間もなく  
又々相越居候者も有之由候、如此之類ニ紛者可有之候、然る不依城  
下町・諸津・諸郷、最初宿を定候節無縁ニ取合間敷候条、宿主江  
引付可有之事候、滞在於相願ハ第一宗門相改、其者之在所其外無紛  
通之証拠を以、其所之郡代代官江申達、奥点合可申請候、至其節郡  
代・代官手前ニ而猶以相改、弥於無紛と奥点合可仕候、滞之内ニ  
も胡乱成者ニ候哉氣を付罷在、若紛者と見及候半々不差置、急度郡  
代・代官江内意相届候様、稠敷兼而可申聞置候、勿論胡乱成者と見  
及候而も、別当・咄・庄屋・村横目・五人組於隱置と、宿主之儀と  
不及沙汰、右之者とも其科可申付候、郡代・代官も大形成行懸候ハ、  
是又越度可申付事

一 城下之儀を旅人切手即日可申請候、滞在切手日数五十日又々百日  
限たるへく候、右日限無相違可差戻候、若子細有之而右之上ニも  
逗留仕儀有之候半々、町奉行より年行司江相達能逐吟味、其謂於  
有之と滞在切手取次を可申候、尤重而之切手も五十日・百日ニ不  
可過之事

但、米買之儀ハ各別ニ候条、滞在日限蔵入頭人より可為望次第  
事

※同文有り  
鍋326120「元禄五年郡方御手頭」元禄五年  
鍋326128「綱茂様郡方手頭」郡方手頭、元禄九年  
鍋324117「郡方条目」宝曆十一年  
鍋320111「御印帳御手頭上坤」覚、宝曆十一年  
鍋320111「御印帳御手頭下坤」覚、宝曆十一年  
鍋320128「諸御掟」郡方定、宝永六年

一 旅人城内出入提札、年行司より可差出候、尤提札乞咎之趣請役所江  
年行司より申通差図之上、提札可相渡事

※同文有り  
鍋320111「御印帳御手頭上坤」掟、宝曆十一年

右年行司掟之儀、泰盛院様御掟之旨を以、今度何も僉議之趣見届  
一段可然候、弥右之通向後無相違可相勤候、尤役替之節代々此帳可  
相渡者也

元禄四年未八月朔日 光茂御印  
年行司

### 17 光茂様里山方并道屋敷方写(全文)

鍋3261115

里山方并道屋敷方写

里山方

一 城廻都合并里山方之儀、諸事念を入可申付事

付、道橋・水道之儀、往還又々万間ニ不相成様ニ能吟味仕、筋々  
可申談候、偕又城廻内外支配内之道橋・堀川・土手、竹木之有無  
シ可相改之、自今以後何事ニ而も新儀を大和・請役家老江請差  
図可相調候、此旨兼而筋々江可申談事

一 城堀并惣構之堀漸々浅ク不成様、筋々蘋等可為取事

付、道橋掃除之塵埃其外、手むさき物掃不入様可申付候、堀岸崩  
候時々時々加修理、不及大破様筋々江申達、其心遣可仕事

一 城下所々番所并堀・柵等無沙汰ニ無之様、筋々見廻可入念候、尤及

破損候節を筋々申届、急度致修覆候様可申談候、偕又掃除等可入念候事

付、城堀ニ我等用所之外川船一切入間敷候、就中夜中ニ船漕行候儀堅可為停止候、惣而於城堀夜白共ニ船入候時改之儀、三方門・

長屋門・裏門番之者其手寄々ニ相改候様可申付候、尤船繫所可定置候、或蘋を取網を打せ候刻、或普請等之節其日不仕廻切時乗捨ニ不仕、其手寄々之番所江相達、其近所江船を繫置、又入候時ハ其役之者ヲ遂案内、用事相達候様可仕候、且又多布施川

内城内通り候川船夜中堅可停止候、右之趣所々門番之者又ハ修理方役者江、其方共右之謂相守候様ニ、以書付可申渡置候、偕又小路中之堀川ニ而も、夜中むさと不漕行様ニ可申付事

一 惣而諸事要害之障ニ不相成様ニ可仕候、城中之儀々勿論、内外支配内之小路・裏町、所々土手・堀川副之竹木等、不伐荒様ニ入念時々令見分、普請不及大破様其心遣可仕事

付、城廻近辺ハ不及沙汰、都合里山方之内要害之堀川・土手・畔林之境、兼而入念可相改事

一 都合里山方之本帳渡置事候、然も小路屋敷并配分地・宮・寺・町方・郷方ニ有之楠・杉・松其外之大木伐取度由、地主方届候時ハ相改、無抛支ニ相成候ハ、能遂僉議候上ニて可差免候、但楠・杉・松・榎・椋ハ用木ニも可相成候、尤難斗儀ハ大和江可請差凶事

付、城廻近辺ニ有之畔林之竹木猥ニ不伐様ニ、就中城之方を不伐荒様ニ兼而可申付候、若枯候而見通シ候所候半々、大和江請差凶見斗、段々可植次事

一 堀并土手・畔林制札之儀無懈怠可相立候、朽損候時ハ早々立替可申候、尤條数跡方ニ於相替ハ、時々其謂大和江可請差凶事

一 右書載之外ニ窺敷儀於有之ハ、是又時々大和江得差凶、無緩せ様可相調事

#### 屋敷方

一 於城廻作出之儀弥法度ニ申付候条、給人小路并町屋・在郷続ニ堀を埋、新ニ屋敷を立出、又ハ田畠を屋敷ニ成候儀堅可為停止、不依給人・百姓・町人、已来田畠を買取候共、新敷屋敷成候半々曲事可申付事

但、新ニ立出候ハ而不叶子細有之候ハ、其段大和・請役家老江申届候上我等承、何之筋ニも可申出候、尤猥之儀於有之々、藏入頭人・屋敷奉行・町奉行・代官間、不念之者を越度可申付候間、兼而節々立廻相改無緩様可仕事

一 給人屋敷をむさと売買仕間敷事  
但、仕替候ハて不叶儀於有之々屋敷奉行まで申届、以切手仕替させ、已来可達耳事

一 給人屋敷之儀、大身成者物陰ニ罷在候而も不可然候条、漸々身上相応之所ニ移候様可仕候、偕又知行百石以上之者在郷仕候儀、兼而法度申付置候事

一 給人屋敷ニ百姓・町人罷在候儀可為停止候、其外紛敷無之様可入念候、若紛たる儀有之候ハ、其小路中々遂僉議申出候様、兼而可相達置事

一 上り屋敷之儀、時々ニ我等江可申聞事  
付、上り屋敷有之刻ハ、藏入頭人方改候而請取置、其段其方共江申届候様ニ、兼而可相達置候、

偕又端々明屋敷無之様可仕事

外其方見合候而組頭四人可申付候、風烈敷節も廣人・彦右衛門町小路差廻可然事

一 町小路警固、留守居組侍式人充手組召連、夜白相廻候様可被申付事

右之趣可得其意候、此外從唯今も毎事難斗儀候条、至于時其方了簡を以可申付候、若差凶違背之者於有之も、其趣我等江可被申聞者也

天保十五年 御名御判

鍋嶋安房殿

※同文有り

鍋326-63(御手頭地取) 弘化二年

但、役者名のみ替わる。 鍋島周防↓鍋島左太夫

木下順左衛門↓馬渡礼太夫 川浪弥左衛門↓松永五左衛門

相良伴左衛門↓石橋六郎 石井廣人↓石井九郎右衛門

## 50 市中申合書(全文)

鍋989-67 (原本は野中家所蔵)

市中申合書

今般御取締に付、御法度其外銘々心得方の儀御尋に付、市中一統申合の次第左に個條書の通り御座候、就ては向後相背き候者有之候はゞ、我々始め組合依り不差置御達可仕候、惣じて差隱置候儀は勿論、仮令不氣付の末にても御差押に相成候はゞ、同様蒙御沙汰候ても可仕様無御座候、依て我々始め組合頭迄以連印此段御達申上候 以上

弘化三年午四月

惣町別当中

一 親に孝養を尽し家内睦敷、一類を始め他人へも実意を以て相交り可

申候事

一 在・町共追年零落の訳を以て、去る寅年諸借財等非常の御取計相成候末に付ては、朝は六ツ時より起立、夜は四ツ時迄の間銘々家業精出罷在、仰の通り可仕候事

一 附、暑分は五ツ時迄に相仕廻候ても不苦間敷、惣じて外働きの者雨天の折相休候のみならず、間には昼間より酒杯相用候向も有之、甚だ以て不宜に付、已来は夜分迄何事なり共手に合候様き方可仕候事

一 往還道筋は不及申、枝町にても銘々家戸向掃除入念可相整候事

一 上様は不及申御大名様方其外御通行の節、御行列通り過ぎ候へば何れも立騒、甚だ以て不宜儀に付行儀能く踞居、御行列相見候迄は戸口へ立出申間敷事

一 御家中様方へ行違候節は、片寄り腰をかゞめ罷通り失礼の儀無之様、其外旅人へ対し候ても不作法の様子仕間敷候事

附 店向御通の節も同様の事

一 通り懸りの旅人其外相煩ひ候節は、近辺の医師相招き無疎致介抱候様、惣じて欠落者又は不審成る者見請け候はゞ留置き、御役所御達可仕候事

一 賭の諸勝負座視致し候者、見掛け次第差押御役所御達可仕、其外下女下男人寄仕候者異見を加へ、不相用者は組合相断可申候事

一 男女共小路内扱て又町方にて、白昼に流行歌杯諷ひ歩行き甚だ以て不宜儀に付、以来不行為の儀無之様可仕候事

一 年始五節句等の手透きの折、女童とも遊事に致候穴銭・録・荦拔体の勝負事、不所業に相成候根本に付、決して為致申間敷候事

一 火用心の儀大切の事に付、夜分は一時々々に相廻り聊も油断仕間敷、

第一長崎御奉行様方御泊、並に御用物御宿等の節は不及申、其外風烈の砌も尚又加番をも致し、半時々々にも廻方等可仕候、万一火事出来候はゞ早速駈付、取消仕組み兼々可致置候事

五人組の儀御趣意も有之筋に候処、当時にては名のみの様心得居候ものも有之、不宜儀に付以来は一類同様に致し、心得違の者へは互に異見をも加へ、無調法等不仕出候様屹度申合せ可仕候事

附、再往異見致し候ても不相用向は、組合内住居相断可申候事

男女其他領へ人を質に置き、或は人を売買仕候体の儀致す間敷候事  
娘子を他所へ酌取に差遣す処より、自然と不埒の儀も有之様相聞え候條、一類偕て又主人筋へ為加勢罷在候儀は格別、其外へは被雇罷在申間敷候事

旅人を潜在召抱へ候儀は勿論、無滞在の者滞留為仕間敷候事

転宅の儀是迄身勝手に相整候処より、帳内の者居向も不相知通り相成候に付、以来は宗門手数同様、双方より出入相整候上其取計可致候事

一 重立ち候御日柄、但し毎月廿五日晚より同廿六日迄、廿七日晚より同廿八日迄、御連夜より身祝事等用捨可仕候事

一 年賀

一 婚礼

一 身祝

右の廉々御役所御達可仕候事

一 家作

一 出家

一 被官

右同断御役所御願濟み不相成内は其取計ひ仕間敷候事

一 出生

一 死亡

一 名替

右廉々御役所御達可仕候事

一 不義・徒イタズラ・大酒・女遊等決して仕間敷候事

一 喧嘩口論仕間敷候、万一非分の儀申懸候者有之候はゞ、早速御役所御達可仕候事

一 御達可仕候事

一 銘々家業附御役所差出置候に付ては、商売替の儀願濟の上ならでは仕間敷候事

一 辻角力偕て又花火等一切仕間敷候事

一 踊狂言並に浄瑠璃の儀は稽古等も仕間敷候事

一 上方唄は格別、長唄其外の類稽古仕間敷候事

一 琴三味線の儀、座頭宅にて昼間稽古は勿論、身祝事偕て又年始五節句朔望の外、歌さらへたりとも自宅にては仕間敷、惣じて男子の内ウチに稽古等致し候向も有之趣、不宜風俗に付決して右体の儀致す間敷候事

一 重立ち候祝の節座頭の儀は格別、踊子体の者召呼び申す間敷候事

一 鶏・家鴨の類は格別、無益の飼鳥一切仕間敷候事

一 流行病等相煩ひ候節は、一類組合より薬食の心配等致候は勿論、役所よりも立入り大形の儀無之様取計ひ可申候事

一 庇偕て又塗塀の瓦を落し、或は極々底付白壁に落書致し候者見当り次第差押へ、御役所御達可仕候事

一 絹布其外御法度ゴハットの品物類、買ひ整へ罷在候向は名所承りナドコロ、市中郷村の者へは売方仕間敷候事

一 日傘並に雪駄の儀は一切売買仕間敷候事

# 佐賀城下法令史料集

平成二十六年（二〇一四）三月

編集・発行

公益財団法人鍋島報効会（徴古館）

佐賀県佐賀市松原二丁目五―二二

TEL・FAX 〇九五二―三三四二〇〇

URL <http://www.nabeshima.or.jp>

印

刷

（株）佐賀印刷社

本書は、平成24年度文化庁文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（ミュージアム活性化事業）、および平成25年度文化庁地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業の成果です。